# 国家安全保障局に企画官を置く規則 （平成二十六年一月六日内閣総理大臣決定）

##### １

国家安全保障局に、併任の者を除き、企画官八人を置く。

##### ２

企画官は、命を受けて国家安全保障局の事務のうち特定事項の企画及び立案に関する事務に従事する。

# 附　則

この規則は、平成二十六年一月七日から施行する。

# 附則（平成二六年三月三一日）

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。